

# 地方独立行政法人堺市立病院機構における公的研究費の不正使用防止計画

平成29年 3月13日策定

地方独立行政法人堺市立病院機構における公的研究費の取扱いに関する要綱第12条の規定に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、地方独立行政法人堺市立病院機構公的研究費不正使用防止計画（以下「不正使用防止計画」という。）を以下のとおり定める。

## I 運営管理体制

### ①最高管理責任者：理事長

法人における公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

### ②統括管理責任者：院長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

### ③コンプライアンス推進責任者：副院長

部局等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

## II 不正使用防止計画

### 1. 責任体系の明確化

不正の発生要因	防止計画
責任体系が理解されていない。	運営会議等において、随時、各責任者に対して責任体系を啓発し、意識の向上を図る。また、各責任者の人事異動にあたっては、引継等を確実にを行い、責任意識の低下を防止する。

### 2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境整備

不正発生の要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。	各規程、規則、取扱、FAQ等を整備し周知することにより、適正な運用の徹底を図る。
法令順守の意識が低下する。	行動規範の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス研修等を通じて、法令順守の意識の向上を促す。 また、関係職員全員から、公的研究費の不正使用を行わない旨を記載した誓約書（様式1）を徴取し、取引業者に対しても、新規に取を行う際には、不正に関与しない旨を誓約させる確認書（様式2）の提出を求める。

### 3. 物品等の発注及び検収等

不正発生の要因	防止計画
物品等の発注にあたって、事務部門が関与していない。	物品等の発注は、会計規程等に基づいて、事務部門が行う。また、組織規程に定められた事務部門の決裁権限の決裁を経たうえで、物品等の発注を行う。
年度末に予算執行が集中する。	コンプライアンス推進責任者等は、随時、予算執行状況の確認を行い、必要に応じて改善を求める。
発注段階での財源特定がなされていない。	経費支出の決裁は、支出財源を特定したうえで起案を行う。
検収確認が不十分であるため、架空伝票操作による納品や預け金が防止できない。 研究と直接関係ないと思われる物品を購入している。	物品等の検収は、当事者以外のチェックが有効に機能するよう、発注者以外が納品事実の確認を行う。また、納品確認の際、疑義が生じた物品については、当該研究者に購入目的の確認等を行う。
機器の保守、点検など、役務契約に対する検収が適切に行われていない。	機器の保守、点検など成果物がないものは、検収担当者が立会等により現場確認を行う。
換金性が高い物品の管理が適切に行われていない。	パソコン、タブレット、カメラ等、換金性が高い物品については、施錠できる箇所に保管する等適切に管理する。

### 4. 給与

不正発生の要因	防止計画
非常勤職員及びアルバイト等の勤務実態を把握していない。	出退勤管理システム及び出勤簿を臨床教育研究センターが一括して管理することで勤務実態を把握する。

### 5. 旅費

不正発生の要因	防止計画
出張の事実の確認が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止できない。	職員が行う出張について、財源にかかわらず、出張報告書及び旅行の事実を証明するものの提出を義務化する。また、出張報告書に宿泊先及び用務先の記載を義務化し、追跡や確認ができるようにする。

### 6. 相談窓口及び告発窓口の周知

不正発生の要因	防止計画
通報窓口及び告発窓口を知らないため、不正が潜在化する。	不正の告発等の制度を機能させるため、相談窓口及び告発窓口の仕組みをホームページ等で法人の内外へ公表する。

## 7. モニタリングの充実

不正発生の要因	防止計画
不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分であるため、不正発生のリスクが存在する。	内部監査部門の体制を強化し、抜き打ち監査を実施するとともに、不正使用防止計画推進委員会と連携して不正使用防止体制の検証を行い、リスクの除去・低減を図る。

### Ⅲ 不正使用防止計画の点検・評価

公的研究費使用に係る不正使用を発生させる要因の把握に努め、不正使用防止計画について点検・評価を行い、必要に応じて見直しを図る。